

## 岐阜県環境影響評価審査会委員会A 議事録（要旨）

- 1 日 時：令和元年12月4日（水） 午後2時00分～午後4時00分
- 2 場 所：岐阜県水産会館 2階 中会議室
- 3 議 題：可児市内大森発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果について
- 4 出席者：神谷委員、岡村委員、佐野委員、林委員、浅野委員、伊藤委員、高井委員、井上委員、早川委員、山口委員、奥村委員、高野委員  
事業者9名（事業関係者を含む。）、関係市担当者1名、県関係課等担当者8名、事務局7名、傍聴者なし
- 5 議 事：当該事業に係る環境影響評価の手続きについて事務局から説明  
可児市内大森発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果並びに委員等の意見に対する事業者の対応等について事業者から説明の後、質疑応答を実施

### <質疑応答>

#### 【委員長】

それではこれから質疑応答に入りたいと思います。

ただいま影響検討書の内容、各委員、各市町等からの事前の意見に対する対応について説明いただきました。まずは、資料4の事前の意見への対応等について追加してコメント等ございましたらいかがでしょうか。

#### 【委員】

先ほどツマグロキチョウは確認されておりませんということでしたが、調査報告書の調査項目に昆虫が入っておりません。

ヒメヒガゲ、ギフチョウの生息は、調べなくていいのでしょうか。特にヒメヒカゲは、絶滅を危惧されています。また、調査報告書に非常に立派なヒメカンアオイの写真があり、ギフチョウは生息している可能性がかなり高い気がします。調査は6月でしたが、ギフチョウは4月の中旬でないと見つけることはできないと思います。

#### 【事業者】

当社で設置している動物、植物の専門家にヒアリングしながら工事を実施していきますが、4月の調査については検討させていただきます。調査しないから配慮しないのではなく、重要種が生息する可能性が非常に高い地域であるということを工事従事者の皆様に指導し、例えば、むやみに立ち入らない、ごみ捨てをしない、ため池にごみを流さない等の指導をしてまいります。

**【委員長】**

今の件は前向きに検討していただけるということでよろしいですか。

**【事業者】**

当社の専門家の先生ともヒアリングをさせていただきながら進めていきたいと思えます。前向きに検討させていただきます。

**【委員】**

可児はフィールドで歩いている方がたくさんみえるため、調査に行くときには地元の方に聞くのがよいと思えます。今回、重要な植物として、文献で調べたシデコブシが記載されていましたが、例えば可児市史に植物の記載があり、第4巻自然編には可児の当該地の絶滅種が40種類程度出ています。重要な種の情報を新たに入手した場合は検討するとのことですので、希望があれば可児について詳しい人をつないでいけたらと思っています。

**【委員】**

事前質問させていただきましたのは、調査は平成25年の6月の1回のみなのかということ、繁殖期のみを重点でやられたのかということ。鳥類についても周年調査を行い、その生息状況を調査することが重要ではないかと思えます。

**【事業者】**

繁殖期の調査は先ほど説明があつたとおり、平成25年6月に調査がされておりますが、冬場期間にも動物調査が平成24年12月6日に実施されており、ハイタカ等が確認されています。調査時間は確認不足でして、もう一度確認させていただきます。

次に、周辺の環境を踏まえたうえでの検討についてですが、評価書のとき猛禽類の調査を実施しておりまして、周辺において猛禽類の営巣は確認されませんでした。また、文献として記載している調査報告書でも営巣は確認されておりましたので、猛禽类等動物の影響検討は不要と判断しました。

**【委員長】**

先ほどの植物についての意見に対するコメントはいかがですか。

**【事業者】**

大森非常口が近くにあるのですが、先日、大森工区のトンネル掘削等作業に係る環境保全計画書を公表いたしました。その中で、湿地に関するモニタリングの計画を記載しています。モニタリングの検討にあたって、当該地区では大森湿地群という湿地が非常に多く確認さ

れていること、大森湿地群について取りまとめた報告書があることは確認しています。発生土仮置き場の工事期間中も重要な湿地、シデコブシが確認されるような湿性地等は、引き続き、大森工区のトンネル工事に係るモニタリングとして調査し、その結果は可児市さんへ、また、我々も公表しますので情報共有して、必要に応じて専門家の先生にもヒアリングしながら進めていく予定です。

**【委員】**

平成25年度の調査報告書の段階ではまだ仮置き場がなく、森の中に土壌置き場を作るために事前の調査をした。その結果が報告書としてまとめられたと認識しています。住宅地の近くの森に仮置き場を作るということですが、人為的な環境と隔離されているところに作るのでしょうか。航空写真を見ると、かなり広い森の中に仮置き場ができるという印象を受けました。

**【事業者】**

その通りです。

**【委員】**

森は非常に広くてため池があるということで、巣やルートがあれば動物も使っている可能性があります。今回、動物が非選定になっていますが、平成25年の調査報告書でもウサギやイノシシ等の利用があったとされているので、情報をもう少し提供いただきたいです。

平成25年の調査から6年もたっていますので、動物の生息状況や分布が変わっている可能性があり、以前に重要種がいなかったから今回も非選定というのはあまり適切ではないと思います。

**【事業者】**

仮置き場計画地は、直近まで別事業者で盛土の造成工事が行われた場所であり、その事業が終わり平場になったところを我々が仮置き場計画地として使用します。調査報告書は、造成作業前に調査してまとめたものです。直近まで工事をされていた場所ですので、今回は検討項目として選定しないものの、念のため過去に調査したものを影響検討書にとりまとめました。動物等がいるということですが、道路を通過して区分土を搬入、搬出する際、速度制限等の配慮をして工事を進めていこうと考えております。

**【委員】**

資料3の15頁で、令和6年に最終的にはアスファルトにして固めるということですが、北側に住んでみえる方が山を越えて散歩にみえたとき、アスファルトよりかは、触れ合い活動の公園や自然と触れあえる公園があるとすごくいいなと思います。住民の方々も最終的

にどうなるかは一番気になるのではないかと思います。

#### 【事業者】

もともと他事業者様で造成が行われた後、植林をする計画でしたが、植林前に我々が仮置き場としてお貸しいただくということで、地権者様とやり取りを、また地元の方々にも説明をさせていただいております。

我々が5年間土地をお借りし、底板にアスファルト等の舗装をして区分土を仮置きし、最終的にはすべて撤去し、平場をもとに戻した後、植林をして地権者様にお返しするということで、地権者様とお話しさせていただいております。

また、治山課から森林法手続きをやってくださいとのことでしたが、その手続きの中で、最後植林してお返しするということになります。

当該地に一般の方が散歩して入られるのではないかとということですが、仮置き場計画地及びその周辺は財産区様の広大な土地で、今回はその一部分をお貸しいただきます。我々の土地ではありませんので、自由に入ってくださいという立場ではなく、財産区様からも一般の方を不用意に土地に入らせないでほしいというご要望があり、門扉に看板を設置し、注意喚起をさせていただく等の対応をしています。

#### 【委員】

工事車両が多く走るのではと思っております、仮置き場に汚染された土を仮置きして、ある一定量たまったら処理に回して、さらに汚染土がでてきたらそこに仮置きするということでよろしいでしょうか。

#### 【事業者】

影響検討書の本編の2-8頁に施工手順があります。最初に図2-3-3(1)で土地の整地やアスファルト舗装を行い、図2-3-3(3)で区分土を随時搬入し仮置きしていき、図2-3-3(4)で23,000m<sup>3</sup>いっぱいになるという計画です。その後、最終的に処分する箇所が決まれば、随時当該場所にもっていきます。

#### 【事業者】

資料4-2の2-3-4の事業者の対応等のところに、発生土置き場（遮水型）等へ搬出後に、再度、区分土を搬入することは想定しておりませんという記載がありますが、仮置き場がいっぱいになりそれを最終置き場に持っていった後、仮置き場へもう一回土を持っていくことは想定していないということです。

#### 【委員】

1日160台というのは、搬入と搬出併せての台数でしょうか。

**【事業者】**

資料3の17頁記載のとおりでございます。掘削中に出た土を仮置き場に搬入するときの工車用車両は1日最大160台で、いっぱいになった後、最終置き場への搬出は、最大月300台の計画です。

**【委員】**

160台、320台の10tダンプに積んだり降ろしたり盛ったりという作業はインパクトがあると思います。それを民家から130mというのはインパクトがあると思いますが、予測しなくてもいいのでしょうか。

**【事業者】**

計画台数は、自然由来の重金属が含まれている土が、毎日最大どれくらい出てくるかという想定で算出しています。持っていく先も23,000m<sup>3</sup>の場所ですので、仮に毎日そのような土が出て持っていくと、数か月でいっぱいになるボリュームです。

ただ、今はそのような土がいつのタイミングで出てくるかが分かりませんので、最大でこのような台数がでてくるだろうという表記にしています。現実にはまばらな台数になります。

**【委員】**

その前提において、ある程度影響はこれくらいというのは示していただけませんか。

**【事業者】**

1日片道160台というのは、最大で考えると出てくるものです。表現方法は工夫します。

**【委員】**

全体の期間としてはそれほど頻度がないものの、最大でこれくらいの影響があるということは示されたほうがいいと思います。

**【事業者】**

検討します。

**【委員長】**

資料3の説明で、非選定とした理由を再検討し、非選定とした項目を選定項目にするということは考えていないとりましたが、理由を再検討するのではなくて、項目そのものを評価しなくていいのかを見直す必要があると思います。

植物でも、限られた基礎資料と学識者へのヒアリングで判断するとのことでしたが、結局

限られたものでの判断となります。例えば、審査会の方々は地域の資料をご存じだと思いますので、地域の資料や最近の状況等の根拠に基づき、選定、非選定を判断されたほうが良いと思います。

騒音、振動でも、資料編の備考に130mを根拠にされている表現が何度もありますが、そうではなくて、もう一度理由を含めて見直したほうが良いのではないかと思います。これだけご指摘をいただいておりますので、今の選定項目だけは心配です。

#### 【事業者】

造成を直近までやっていて改変されていまして、それを踏まえて我々も検討してきましたが、理由があればいいのかというような聞こえ方をしたかもしれません。やらないならやらないで根拠はしっかりと持っていく、そして選定項目に追加するなら追加するで、もう少し情報を収集した上で追加したいと思います。

#### 【委員長】

ぜひともお願いします。

資料3のモニタリングのところですが、これから具体的な計画を立てられるにしても、どのようにモニタリングされるのでしょうか。例えば、地下水等の水質という項目で観測井を設けるとのことですが、もちろん敷地外だとは思いますが、盛土の内部に設けるのでしょうか。

谷地形ですから、谷地形に盛土したところに発生土を盛土するならば、観測井をどの場所にどの深さまで入れ、何の水を取ろうとしているのでしょうか。モニタリングの目的が明確でないと、観測井から浸出してくる水を集めても、問題ないというデータだけの話になってしまいます。これから具体化し検討される場合、どこで何のために何を観測するのが大事だろうと思います。

地下水は、降雨浸透の不飽和層の水を集めて調べるということでしょうか。あるいは、飽和帯の地下水面のところまで観測井を作って、その下の水で土壌汚染ではなく、地下水汚染を主としてとらえるということでしょうか。そうすると、水面がかなり深い印象があり、観測井の意味が難しい気がします。

#### 【事業者】

井戸の設置の具体的な場所は、今後公表する環境保全計画書に掲載していきます。地下水は、仮置き場の下流のため池に向かって流れていますので、モニタリングは、仮置きを挟みこむように上流側と下流側に井戸を設置して行います。

目的は、底板にアスファルト舗装や遮水シート等施しておりますので、置いた区分土が水に触れて地下に浸透しない構造としておりますが、地下水の浸透防止を確認するため行います。

**【委員長】**

地下水のモニタリングは、点で測る情報は理解が難しくなってくるので、水の挙動を事前把握したうえで検討してほしいです。これだけ盛土されていると単純な層になり、ある程度予測がつくと思います。

中津川や瑞浪の発生土仮置き場の時も意見が出ていましたが、土壌の場合も、モニタリング場所の十分な事前予測は大事ですので、深度も含めて、今後検討される際、具体化していただきたいです。

**【事業者】**

ご意見ありがとうございます。

**【委員長】**

資料3の13、14頁の区分土の盛土についてですが、自然由来の重金属を含む発生土と酸性化可能性の高い発生土は、別々に盛土されるということですか。

**【事業者】**

別々は考えておりません。pHが低いものと、カドミウムとかフッ素等の重金属をすべてこの中に封じ込めます。

**【委員長】**

酸性化可能性の高い発生土について、対策処理後の再利用等は考えていないということですか。

**【事業者】**

基本的には自社用地の最終処分地に封じ込める計画をしております。

**【委員長】**

別々にされる方が多いと思っていましたが、混ぜるわけですね。

**【事業者】**

我々の有識者の方にも相談して、構造等決めた次第です。

**【委員長】**

遮水シートで盛土を覆うことは従来からやられておりますが、暴風雨に対しても遮水シートで十分対応できるのでしょうか。従来のマニュアルに追加してやられることはあるの

でしょうか。

**【事業者】**

従来どおり、ウェイトを設けたり、溶着したりすることを考えています。

あと、現場近くに事務所を構えており、災害時等の緊急時に、現状どうなっているのかを常に見られる体制を整えております。

**【委員長】**

その他よろしいでしょうか。

それでは意見もないようですのでこれで質疑については終わりにしたいと思います。